

海上運送法の一部を改正する法律案要綱

第一 準日本船舶に関する措置の基本方針への位置づけ

第三十四条第一項に基づき国土交通大臣が定める基本方針に、第二の四の準日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に関する施策について定めることができることを明確化するものとする。

(第三十四条第一項関係)

第二 準日本船舶の認定制度の創設

一 対外船舶運航事業を営む者（以下「対外船舶運航事業者」という。）は、日本船舶以外の船舶であつて、その子会社が所有し、かつ、自らが運航するものについて、次のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。

1 対外船舶運航事業者が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において当該船舶を当該命令による航海に従事させる必要があるときに、当該子会社が当該対外船舶運航事業者に譲渡することを内容とする契約（確実に履行されるために必要な要件に該当するものに限る。）を締結していること。

2 当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に従事する船員に関する事項が、航海命令による航海に
確実かつ速やかに従事させるため必要な一定の要件に該当すること。（第三十九条の五第一項関係）

二 対外船舶運航事業者は、認定の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る船舶について
国土交通大臣が行う測度を受けなければならないものとする。 （第三十九条の五第二項関係）

三 国土交通大臣は、認定の申請があつた場合において、当該申請に係る船舶が要件に適合すると認める
ときは、その認定をするものとする。 国土交通大臣は、当該認定をしたときは、当該認定の申請をした
対外船舶運航事業者に対し、当該船舶の名称、総トン数等その他の事項を記載した認定証を交付するも
のとする。 （第三十九条の五第三項及び第四項関係）

四 三の認定を受けた対外船舶運航事業者（以下「認定対外船舶運航事業者」という。）は、当該認定に
係る船舶（以下「準日本船舶」という。）について、名称、総トン数等、一の一の契約の内容等に変更
があつたとき又は航海命令による航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある
事由が生じたときは、国土交通大臣にその旨を届け出なければならないこととする。 当該変更
に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、認定証の書換えを申請しなければならないものとする。

ること。

(第三十九条の五第五項関係)

五 認定対外船舶運航事業者は、認定証の書換えの申請（総トン数等の変更に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等（当該変更に係るものに限る。）の測度を受けなければならないものとする。こと。
(第三十九条の五第六項関係)

六 認定対外船舶運航事業者は、準日本船舶を譲り受けたとき等には、国土交通大臣にその旨を届け出なければならぬものとする。こと。
(第三十九条の五第七項関係)

七 国土交通大臣は、六の届出があつたときは、当該認定を取り消すものとする。こと。

(第三十九条の五第八項関係)

八 国土交通大臣は、準日本船舶が一の1若しくは2の要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は認定対外船舶運航事業者が四若しくは六の規定に違反したと認めるときは当該準日本船舶に係る認定を取り消すことができるものとする。こと。
(第三十九条の五第九項関係)

第三 船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例

認定対外船舶運航事業者がその子会社の所有する準日本船舶を譲り受けたことに係る第二の六の届出を

した場合において、国土交通大臣が、当該届出に係る船舶に係る認定証に記載された総トン数等に変更がないことの確認を行ったときは、船舶法第四条第一項の規定による当該船舶の総トン数の測度の申請及び当該申請に係る総トン数の測度が行われ、かつ、船舶のトン数の測度に関する法律第八条第二項の規定による国際総トン数及び純トン数の測度が行われたものとみなすものとする。 (第三十九条の六関係)

第四 準日本船舶に係る報告及び立入検査

国土交通大臣は、認定対外船舶運航事業者に対して、名称、総トン数等、第二の一の1の契約の内容等について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿等を検査等させることができるものとする。 (第三十九条の七関係)

第五 日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表

国土交通大臣は、毎年度、日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項を公表するものとする。

(第四十五条の二関係)

第六 手数料

第二の二又は五による測度の申請をしようとする認定対外船舶運航事業者は、手数料を国に納めなければ

ばならないものとする事。

(第四十五條の三關係)

第七 其他

所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする事。

第八 附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則關係)